

平成15年11月18日

司法制度改革推進本部法曹制度検討会 御 中

弁護士報酬制度改革の報告

日本弁護士連合会

副会長 藤井克己

私は、日本弁護士連合会副会長の職にある福岡県弁護士会所属の弁護士です。本日は、当連合会が進めております弁護士報酬制度改革の状況について報告する機会を与えていただき感謝申し上げます。

平成15年3月18日開催された貴法曹制度検討会において、前任者である永尾廣久前日弁連副会長が行いましたプレゼンテーションに従い、これを具体化するための作業を、当連合会は進めて参りました。

最も大きな課題である「弁護士報酬の自由化」及び「弁護士業務・報酬の広報等の強化」を図る会則改正を今月12日の臨時総会で承認し、改正弁護士法に合わせ明年4月1日より施行する運びとなりました。

また、個々の弁護士の自己報酬基準の作成義務、受任見積書の作成、報酬説明義務、委任契約書の作成義務、個々の弁護士の情報提供など、永尾廣久前日弁連副会長のプレゼンテーションに沿った会規(案)を策定中であり、かつ、弁護士会としての広報制度並びに周辺制度の整備を図っているところです。

以下、別紙1、に基づき、報告致します。

以 上

平成15年11月18日

弁護士報酬の合理化・透明化の整備状況

日本弁護士連合会
副会長 藤井克己

第1、当連合会の基本的視点

- 1、国民のための司法制度改革の一環である
- 2、司法制度利用増進に向けた改正と対応策の実現
- 3、弁護士にとっての自己改革

第2、弁護士法改正（平成16年4月1日施行）に従った整備

- 1、法律改正に従った基本的方針
 - (1) 国民の利便性を増大させるための情報提供
 - (2) 弁護士報酬額の自由化（弁護士報酬規程の廃止）
 - (3) 国民の信頼を得るための方策の立案・実行
- 2、当連合会内の手続
 - (1) 平成15年8月20日 正副会長会
会則改正案の確定
 - (2) 平成15年9月5日 理事会
会則改正案を発議
 - (3) 平成15年10月1日 代議員会
会則改正案を可決し、総会付議を承認
 - (4) 平成15年11月12日 臨時総会
会則改正案（別紙2）を承認
（平成16年4月1日からの対応を説明）
 - (5) 今後の予定（平成16年4月1日施行に向けて）
弁護士の報酬に関する規程（会規）の策定
（平成16年2月26日臨時総会に付議予定）
市民向けパンフレットなどの作成及び配布
個々の弁護士に対する指導 ガイドブックの作成など

第3、弁護士報酬に関する規程（案）について

- 1、報酬は適正かつ妥当なものでなければならない。

当連合会及び単位会は金額を定めない。

- 2、各弁護士は、自己の報酬基準を作成し、備え置く。

基準の内容項目として、種類、金額、算定方法、支払時期、その他。

- 3、依頼しようとする者に対し、報酬見積書の作成・交付に努める。

委任契約書（案）の交付。

- 4、弁護士報酬、その他の費用について説明しなければならない。

- 5、受任したときは、速やかに委任契約書を作成しなければならない。

契約事項として法律事務の表示及び範囲、報酬の種類、金額、算定方法、支払時期及び中途終了による精算方法を表記。

契約書作成の時間的困難性 困難な事由の存在と止んだ後の作成。

契約書の作成を要しない場合。 合理的事由の存在。

受任契約内容の追加、縮小、変更は、変更契約。

- 6、各弁護士は報酬の自己情報を開示し提供しよう努める。

創意工夫と自由な競争の実現。

第4、個々の弁護士の報酬について、アンケート調査と公表

- 1、パンフレットの作成
- 2、アンケートの定期的実施と公表（別紙3）

第5、国民の選択範囲の拡大

各弁護士の独自発想と国民の権利の実現

弁護士活動の独立と充実

第6、手続違背や不適正・不当な弁護士報酬に対する事後規制

当連合会及び各単位会の指導及び周知徹底を図る。

適正・妥当を欠けば会規違反となる。

会の指導 各単位会での紛議調停委員会における調停

綱紀・懲戒手続（品位を害する行為か否か、可罰的違法性）

日本弁護士連合会会則中一部改正新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二十九条の三 本会及び弁護士会は、<u>弁護士</u>の使命及び業務の内容を国民に対し広く知らせるとともに、国民が<u>弁護士</u>を活用するため、<u>弁護士</u>の報酬その他の情報の提供に努めなければならない。</p> <p>第十二章 <u>弁護士の報酬及び法律扶助</u></p> <p>第八十七条 <u>弁護士の報酬は、適正かつ妥当でなければならない。</u></p> <p>2 <u>弁護士の報酬</u>に<u>関し必要な事項は、会規をもつて定める。</u></p>	<p>第二十九条の三 本会及び弁護士会は、<u>弁護士</u>の使命及び業務の内容について、国民に対し広く知らせるとともに、国民が<u>弁護士</u>を活用するための情報の提供に努めなければならない。</p> <p>第十章 <u>弁護士の報酬及び法律扶助</u></p> <p>第八十七条 <u>弁護士は、その職務に<u>関し、報酬として着手金、報酬金、手数料、法律相談料、鑑定料、顧問料及び日当を受けるほか、受任する事件又は法律事務の処理に必要な実費の支払いを受ける。</u></u></p> <p>2 <u>前項の報酬及び実費の標準に<u>関し必要な事項は、会規をもつて定める。</u></u></p>